

公益社団法人埼玉県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ埼玉  
運営規程

規程第8号

2013年3月21日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）の定款第3条に基づき、本会が行なう成年後見制度及び未成年後見制度に関する事業の運営に関して必要事項を定める。

(名称)

第2条 本会は「公益社団法人埼玉県社会福祉士会委員会の設置及び運営に関する規程」に基づき、本事業を実施するため権利擁護センターぱあとなあ埼玉（以下「ぱあとなあ埼玉」という。）を設置する。

(事務局)

第3条 ぱあとなあ埼玉の事務局を、本会事務所に置く。

(事業)

第4条 ぱあとなあ埼玉は、その目的遂行のために、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 権利擁護に関する相談事業
- (2) 権利擁護に関する調査、研究及び普及活動に関する事業
- (3) 成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見人及び任意後見監督人（以下「成年後見人等」という。）候補者の養成研修に関する事業
- (4) 成年後見人等活動の質的向上を図るための連絡会等に関する事業
- (5) 支援者のための成年後見活用講座
- (6) 成年後見人等候補者の名簿登録に関する事業
- (7) 成年後見人等 候補者名簿（以下「ぱあとなあ名簿」という。）に基づく成年後見人等候補者の紹介に関する事業
- (8) 前号により受任した成年後見人等への支援に関する事業
- (9) 未成年後見人及び未成年後見監督人（以下「未成年後見人等」という。）候補者の養成研修に関する事業
- (10) 未成年後見人等候補者のぱあとなあ名簿追記登録に関する事業
- (11) 未成年後見人等候補者の紹介に関する事業
- (12) 前号により受任した未成年後見人等への支援に関する事業

- (13) 本会が法人として受任する成年後見人等事業及び未成年後見人等事業  
(以下「法人後見等事業」という。)
- (14) その他関連する事業

(組織)

- 第5条 ぱあとなあ埼玉の運営に関する検討及び管理を行なうため、ぱあとなあ埼玉運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。
- 2 運営委員会には運営委員長と副運営委員長若干名を置く。
  - 3 ぱあとなあ埼玉の長は、運営委員長をもって充てる。
  - 4 運営委員会の委員及び運営については別に定める。

(会員)

- 第6条 本会会員であつて、成年後見及び未成年後見制度への関心と熱意があり、第1条の目的達成に資する活動を行なうものをぱあとなあ埼玉の会員とする。
- 2 ぱあとなあ名簿の登録者は、ぱあとなあ埼玉の会員とならなければならない。なお、ぱあとなあ名簿への登録については別に定める。
  - 3 入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入して、ぱあとなあ埼玉の長に提出しなければならない。
  - 4 退会を希望する者は、退会届に必要事項を記入して、ぱあとなあ埼玉の長に提出しなければならない。なお、既に納付した会費は返還しない。

(会費)

- 第7条 ぱあとなあ埼玉の会員は、別に定める会費を納めなければならない。
- 2 会費はぱあとなあ埼玉の運営に充てるものとする。

(報酬会費)

- 第8条 ぱあとなあ埼玉の会員は、成年後見等受任事件及び未成年後見等受任事件(以下「受任事件」という。)の件数に応じ、別に定める報酬会費を納めなければならない。
- 2 報酬会費は、ぱあとなあ埼玉の会員で報酬を得られない受任事件の報酬助成及び関連事務経費等に充てるものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 ぱあとなあ埼玉の会員は、第7条及び第8条に定める会費を2年以上納めなかった時に、会員の資格を喪失する。

(賠償保険)

第10条 ぱあとなあ名簿登録者は社会福祉士団体補償制度・賠償責任保険(Cプラン・成年後見業務)に必ず加入するものとする。

2 第4条第1項第10号によりぱあとなあ名簿追記登録者は社会福祉士団体補償制度・賠償責任保険(Cプラン、Eプラン・未成年後見業務)に必ず加入するものとする。

3 第4条第1項第13号の事業を実施するとき本会法人として社会福祉士団体補償制度・賠償責任保険(Cプラン・成年後見等業務またはCプランとEプラン)に必ず加入するものとする。

(個人情報)

第11条 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び社会福祉士の倫理綱領に基づいて行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるものの外、ぱあとなあ埼玉の運営に必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、本会理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、2013年3月21日から施行する。

この規程は、2015年11月26日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。